

# コスタリカのウミガメ観光における 地域ガバナンス

## 積極的平和構築のツールとしての観光研究へ向けて (旅工房・日本国際観光学会助成研究プログラム採択論文)

たけだ じゅん  
武田 淳 人間環境大学 人間環境学部

Tours of sea-turtle nests are in demand in Costa Rica. Although egg collection is legally prohibited, the custom of eating sea-turtle eggs persists in several coastal regions. A recent investigation has found that a black market for eggs has developed and that the public security of the nesting beach has deteriorated. To resolve this problem, this paper discusses ways in which tourism can contribute to regional peace through the examination of the case of tours of sea-turtle nests. The site of the investigation is a small village in northern Costa Rica that maintains peace by using sea turtles as an ecotourism resource. Through the analysis of the history of conservation and tourism in the village, the manner in which local peace has been achieved is shown.

キーワード：観光を通じた平和構築、ウミガメ、エコツーリズム、コスタリカ

Keyword : Peace through tourism, Sea turtle, Eco-tourism, Costa Rica

### 1. はじめに

#### 1-1 本研究の背景および目的

本研究は、観光が平和構築に果たす役割を、中米コスタリカで実施されているウミガメ観光を事例に考察するものである。なお、本研究は日本国際観光学会と株式会社旅工房が主催する「平成29年度JAFIT・旅工房助成研究事業」として行った研究である。そこで、まずは本助成研究が掲げる「平和構築に資する観光研究」の趣旨を確認しつつ、本研究の問題意識につなげたい。

日本国際観光学会と株式会社旅工房は、平成29年度の助成の趣旨説明の中で、『「観光は平和へのパスポート (Tourism, Passport to Peace)」と言われて久しいが、観光は平和産業と言いつつ、実情は平和でなければ産業が成立しないという消極的平和主義の域にとどまっておらず、観光が平和を作り出す積極的平和主義となり得てはいないのではないか」という問題を提起している。

このような観光を平和構築のツールとして捉えなおす研究は、近年、積極的に

行われ始めており一つの潮流となりつつある。しかし、対象とする「争い」の性質も、調査地も、分析対象も多岐にわたることから、ここでは便宜的に先行研究を「現地を訪れる観光客 (ゲスト) の役割に着目する研究」と「観光客を受け入れるホストの役割に着目する研究」に分けて紹介したい。

観光地を訪れるゲストの役割に着目する研究は、「観光」を過去の戦争や、現在進行形で続いている紛争地への理解を促す装置として捉える傾向にある。具体的には、観光を平和教育の場として捉え、教育効果を高める存在としてのインタープリターを分析した Moufakkir and Kelly (2014)、帰国後に紛争現場の実情を伝える活動をはじめた観光客に着目し、ゲストが旅行後に果たす役割を分析した高松 (2017)、観光教育のプログラムなどの業績が上げられる。

観光客を受け入れるホストの役割に着目する研究は、紛争地においてツアーを

企画するコミュニティの連帯が強化されることや、観光地を整備する際に土地の所有 (権) が明確化されることなど、観光を行うことで副次的に得られる効能が、いかにして地域の治安改善に貢献しているのかを分析した高松 (2015)、戦後復興の文脈で、雇用や経済などの安定を図るためのツールとして観光を捉える Alluri *et al.* (2014) などが挙げられる。また、紛争 (conflict) を大規模な武力衝突に限定しない研究もある。国立公園における生物資源の保護と利用を巡る対立を回避する装置として観光を捉える Bwasiri (2014)、「平和」を民主主義の維持と捉え、国政選挙期間中の治安悪化を緩和する仕組みとして観光に注目する Lagat *et al.* (2014) などの業績がそれにあたる。

なお、先行研究において議論されている「観光を平和構築のツールとして捉える」という発想は、武力行為を直接的に抑える手段として観光を捉えているというよりも、観光を新しいガバナンス (協治) の形として捉えている点に特徴があ

る。近年の平和研究は、国家や地域の統治のあり方そのものを問題として捉える傾向にあり、いかにして紛争を予防するための民主的なガバナンスを構築するかが、ひとつの課題となっている（笹岡 2008）。そこで、観光という新たな事業が興ることによって生じる既存のコミュニティの再編成や、それに伴い生まれるソーシャルキャピタルなどが、新しい地域のガバナンスの形として注目されているのである。そのため、先行研究の対象は、国家や世界規模のグローバルな平和よりも、ツアーが実践されているローカルな地域を対象とし、地域の文脈に即した紛争解決のあり方を問う傾向にある。

そこで、本稿においても地域のガバナンスが観光によってどのように補強・補完されるのか、という観点から平和の問題にアプローチしたい。では、本研究では何を「平和」と呼ぶのか。次節では、研究対象とするコスタリカ共和国の文脈から本研究で扱う「平和」について言及を行う。

## 1-2 コスタリカにおける観光と平和の関係性

本研究が事例とするコスタリカは、北米のエコツーリズムマーケットを牽引する国として知られる（Honey 2009）。一方、平和の文脈では、1948年に国軍を解体して以降、軍隊を持たずに国家を運営してきた（足立 2009）。また、東西冷戦を背景としてニカラグアやエルサルバドルなどの周辺国の内戦が激化した1980年代においても、「積極的永世・非武装中立」を宣言し、米国の圧力に抗して非武装中立を徹底しながらも、隣国の紛争の調停に尽力した（竹村 2001）。このような功績が称えられ、当時のオスカル・アリアス大統領は、ノーベル平和賞を受賞している。

筆者は、別稿において、コスタリカの内政治安が安定していたことと、観光業が発展したことは無関係ではないことを指摘した（武田 2016）。安定した治安は、海外からの研究者を呼び込む条件とな

り、1940年代後半より欧米の自然科学者たちによる生態調査が進むこととなったからである（Boza 2015、Chacón 2007）。その結果、コスタリカの「自然の価値」が発見され、現在では国内の約26%が自然保護区として保全されている。そして、これらの自然保護区が観光のデスティネーションとなり、コスタリカの観光業を支えている<sup>1)</sup>。かつて、コスタリカの主要産品は農作物であったが、1999年には、観光による外貨獲得高が伝統産品であるコーヒーとバナナの合計額を上回り基幹産業へと成長している（Honey 2009）。

以上のように、コスタリカでは、平和であるがゆえに自然環境が守られ、平和であるがゆえに観光業が発展した側面がある。すなわち、一部の先行研究が対象としてきた紛争地域とは状況を異にするものである。しかし、「平和であるがゆえに観光業が栄える」という消極的平和を前提にした状況が、近年大きく変わりつつある。

それが麻薬ビジネスを背景とした治安悪化である。中米地域は、ドラッグの消費地である北米と生産地である南米に挟まれているため、地政学的に密輸ルートとして利用されやすいことが指摘されている（Grillo, I, 2011）。このような中、グアテマラおよびホンジュラスにおいて自然保護区が麻薬密輸のゲートウェイになっていることを指摘する論文が発表された（McSweeney *et al.* 2014）、中米各国の自然保護区行政に大きな影響を与えることとなった。例えば、2014年に開催された国際会議「第四回メソアメリカ自然保護区会議」では、麻薬取引が森林減少の一因となっていることが認識されたうえで、「自然保護政策としての麻薬対策」が検討され始めている<sup>2)</sup>。

一方、本研究が対象とするコスタリカにおいても、麻薬ビジネスと自然保護区の関係が報道で取り上げられている。コスタリカの主要新聞であるラ・ナシオン紙の2012年7月16日付の記事によれば、コスタリカで最も多くの観光客を集める

国立公園で、麻薬取引が行われた痕跡があることを報じている。記事では現地警察のインタビューを引用しながら、国立公園の警備の薄さを問題の原因として挙げている。森林が生い茂り人口密度の低い自然保護区は、隠れ家として利用されやすいとの指摘である。

また、本研究が対象とするウミガメを巡っても、治安の悪化を指摘する報道がなされている。コスタリカの沿岸では、ウミガメの卵を食べる習慣がある。一方で法的には、ウミガメ保護の観点から、1966年以降、卵の採集は全土で禁止されてきた<sup>3)</sup>。しかし、法的な制約を受けたからといって、文化がなくなるわけではない。むしろ、合法的な卵の採集ができなくなったことで、ウミガメの卵の取引がブラックマーケット化し、麻薬取引を仕切る反社会的組織に介入の余地を与えていることが現地報道で伝えられている（武田 2015）。

以上のように、コスタリカでは、一部の環境保全の現場において治安の悪化が指摘されている。観光業は、同国の基幹産業であるため、自然保護区の治安が悪化すれば国全体の経済にも大きな影響が及ぶかもしれない。そのため、コスタリカ観光のデスティネーションである自然保護区は、治安改善という大きな課題と向き合わなければならなくなっている。すなわち、平和を前提に観光客が集まるという消極的平和が揺るぎ始めた今日、観光や自然保護区の役割にも変化が求められよう。

なお、本稿が対象とするウミガメ観光の文脈においては、「ウミガメの卵の利権を巡って、反社会的組織が自然保護区（観光地）に介入できない状態」を平和的状态として捉えていきたい。その上で、①ウミガメの卵を適正に管理するために、事例地ではどのようなコミュニティの再編成が起こっているのか、②ウミガメを保全するために出現した新たな体制に対して観光はどのような機能を果たしているのか、この2点を本研究の問いとした。

## 2. 調査地の概要

### 2-1 調査の概要

本研究の調査地は、コスタリカ共和国グアナカステ県サンタクルス郡に位置する人口約1,000人のオスティオナル村 (Ostional) である (図1)。以下で詳述するオスティオナル村に関する記述は、筆者が行った現地調査に基づいている。現地調査は、2017年8月23日から9月8日 (17日間) にかけて実施した。調査手法は、観光の実施主体であるオスティオナル総合開発組合およびオスティオナルガイド協会関係者への半構造化インタビューによる。調査言語はスペイン語 (コスタリカの公用語) を使用した。

図1 調査地オスティオナルの位置



(地図出典: Google Map)

### 2-2 調査地の概要

オスティオナルの浜辺は、絶滅危惧種のヒメウミガメ (*Lepidochelys olivacea*) の産卵地として知られている。そのため、産卵地となる浜辺は、14kmにわたって野生生物保護区 (Refugio Nacional de Vida Silvestre)<sup>4)</sup>に指定されている。以下、オスティオナルの観光を考察するに

図2 アリバダの様子



(筆者撮影)

あたり、村の特徴を2つほど上げておきたい。

一つ目の特徴は、オスティオナルの浜辺は、ひと月に一回程度<sup>5)</sup>、数万匹のウミガメが一斉に産卵を行うアリバダ (arribada) と呼ばれる現象が起こることである。このような大量産卵が起こる浜辺は世界に9カ所しかないといわれ (NMS/USFES 1996)、学術的にも貴重な地域である。そこで、住民組織—行政 (環境エネルギー省)—コスタリカ大学の3者が中心となって、産卵地の保全活動が行われている。このようにして守られた自然が観光資源となり、国内外からの観光客を集めている (図2)。

二つ目の特徴は、オスティオナルはコスタリカで唯一、ウミガメの卵の採集が法的に認められていることである。卵の採集許可は、1983年に制定された改正野生生物保全法に (Reforma de Ley de Conservación Vida Silvestre, N°6919) よって明記され、その後、同規定は、2002年に制定された「ウミガメ個体数の保護・保全・回復法 (Ley de Protección, Conservación y Recuperación de las Poblaciones de Tortugas Marinas N°8325)」に引き継がれている。ただし、人々は無制限に卵を採っていいわけではなく、コスタリカ大学の監督の下で行われるモニタリング調査に基づいて、採集量が決められている (武田・及川 2014)。

前節でも触れたように、法的に卵の採集を規制することで、かえって違法な取引が助長されていることを鑑みれば、「卵採集の規制緩和」が平和と観光の関係性を考えるひとつのカギになるかもしれない。そこで次章では、なぜ、オスティオナルでは例外的に卵の採集が合法化されるに至ったのか事実関係を整理する。

## 3. オスティオナル村の環境保全および観光の歴史

### 3-1 オスティオナル野生生物保護区誘致のプロセス

オスティオナルに自然保護区が誘致されるに至ったプロセスは、別稿において

言及してきた (武田・及川 2014、武田 2016)。本節では、その要点をまとめつつ、次節では、本年度の調査で得られた新たな資料として保護区が誘致された後のオスティオナルの歴史 (保護区が観光資源として活用されていくプロセス) を整理する。

オスティオナル村は、1902年に入植者によって拓かれた農村である。初期入植者の一家が中心となって集落が形成され、小規模な農業と牧畜業が営まれてきた。この地が野生生物保護区に指定されたのは1983年であった。その成り立ちが特徴的なのは、保護区を誘致した主体がオスティオナルの人々自身であったということである。しかし、当時の保護区の誘致は、環境保全が目的というよりも、人々が自主的に浜辺を管理する権利を求めた運動という性格を持っていた。というのも、1970年代中旬からオスティオナルの人々は、隣村とのトラブルを抱えていた。1970年代は、すでにウミガメの卵の採集は法的に禁止されていたが、食糧としての卵の需要はあったために、違法な流通が行われていたという。そこには、郡の有力者が関与していたといわれ、そのことは暗黙の事実となっていたという<sup>6)</sup>。こうした背景から、浜辺に密猟者が出入りするようになり、治安上の問題が生じていた。そこで、浜辺を自主的に管理することを求めて起こったのが、自然保護区の誘致運動であった。というのも、当時のリーダーは、「自然保護区」には、単に自然を守る以上の価値があると考えていたという。自然保護区を指定するためには、申請する過程で当該土地は誰のものかを明確にしなければならない。すなわち、保護区を作ることで、浜辺一帯の所有権を公的に示すことができると考えたという。そして、そのことが、密猟を巡って対立していた周辺の村をけん制することにつながると考えたという。

同時に、当時のリーダーは、卵を公的に取引できることも問題の解決策だと考え、地方議員へのロビー活動を展開した。



自然保護区を誘致し、住民自らが保全活動を行う対価として、一定数の卵を採る権利を求めたのであった。

このように、現代コスタリカにおいて問題になっているウミガメの卵のブラックマーケット化は、1970年代にもすでに起きていた。そして、自然保護区の誘致は、治安問題を解決するために講じられたローカルな政治的戦略でもあった。

### 3-2 自然保護区の観光利用とその背景

自然保護区の誘致運動は、オスティオナルの人々の主張が全面的に盛り込まれる形で結実した。ただし、オスティオナル野生生物保護区設置の根拠法となっている改正野生動物保全法では、保護区内において卵の採集を認める条件として、①科学的根拠に基づいた採集であることと、②採集の権利を持つのは国家コミュニティ開発局 (Dirección Nacional de Desarrollo de la Comunidad) の指導の下に組織された住民組織のメンバーに限ることが定められている。この規定に基づいて組織されたのが、「オスティオナル総合開発組合 (Asociación de Desarrollo Integral de Ostional)」である。次章で詳述するように、現在、オスティオナル観光の窓口となっているのもこの組合組織である。では、いかにしてオスティオナルの観光が開始されたのか、当時の組合長らに実施したインタビュー調査をもとに整理する。

組合が観光事業を始めたのは、1991年のことであった。当時の組合長らによれば、観光を導入したのは、そうせざるを得ない経済状況があったためだという。保護区が誘致された1980年代前半は、コスタリカの財政危機が起きた時期と重なる。急激なインフレーションが起り、特に地方の農村の人々は困窮を極めた時代であった (Evans 1999)。そこで、政府は財政再建策を講じ、新自由主義を基本とする政策を打ち出していった。Edleman (1999) よれば、新自由主義政策にともなって、農業分野では規制緩和が進むこととなったという。それまでは

家族経営を基本とした自作農が中心であったが、資本力のある農業法人が台頭することとなり、零細農家の土地は農業法人へと買われていく事態が起こった。

当時の組合長らによれば、このような事態は、オスティオナルでも起こったという。この村でも、かつては小規模な農業や牧畜が生業であったが、経済危機に起因する経済苦から、農地を農業法人へと売却する村人が相次いだという。これを境に、オスティオナルの産業構造は大きく変化し、人々は自作農から法人が所有する牧場やマンゴープランテーションで働く労働者へと変わっていった。

また、このような土地買収の流れは1990年代に入ってさらに加速していくこととなった。土地買収の規制緩和が進んだことで、グアナカステ県では外資系不動産業者による土地取引が進むこととなった (Honey *et al.* 2010)。オスティオナルから南に5 km ほど離れた町ノサラ (Nosara) では、1990年代中甸より外国人向けの別荘地や小規模なホテルが並ぶなど、観光開発が進んでいる。土地取引が盛んに行われる中で、人々はさらに土地を失っていくこととなった。一方で、外国人向け宅地建設の需要は、現場作業員としての雇用を生み出したため、オスティオナルの人々の仕事の受け皿となったという。しかし、プランテーションの

仕事と同様に低賃金労働であったため、人々の所得は向上しなかった。このような背景から、新たな収入源を模索する動きが組合内で生まれ、開始されたのが観光事業であった。

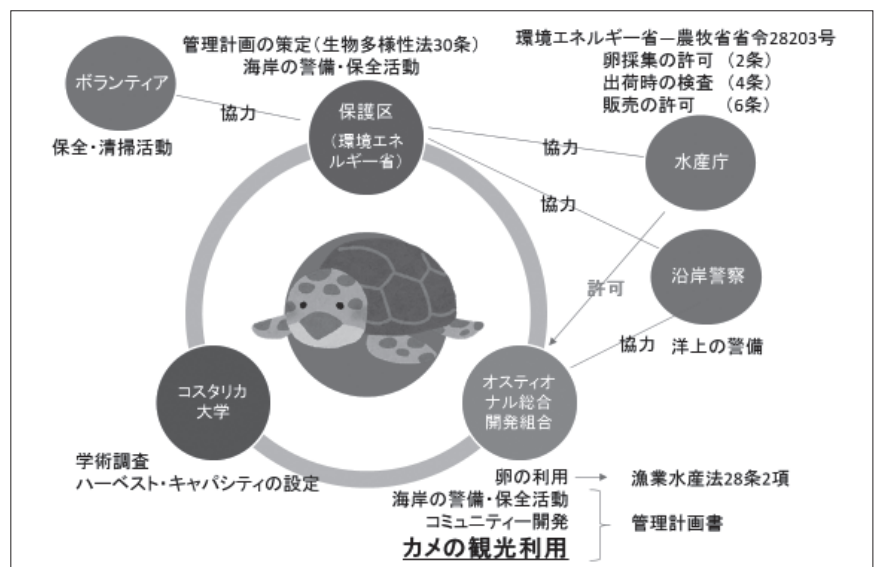
## 4. オスティオナル村の観光モデル

### 4-1 オスティオナル野生生物保護区の管理体制

本章では、オスティオナル観光の運営モデルについて整理を行う。ウミガメ観察ツアーを運営するのはオスティオナル総合開発組合であるが、一方で、ツアーが行われる場所が国指定の自然保護区であるため、組合の一存で観光事業を運営できるわけではない。図3は、オスティオナル野生生物保護区の管理体制を示した図である。組合—行政（環境エネルギー省）—コスタリカ大学の3者の協働で、保護区の管理計画（5ヶ年計画）が策定され、その方針に基づいて観光利用が行われている。なお、コスタリカの生物多様性法は、各保護区の管理計画を地域住民との協働で策定することを定めており、当該管理計画は、図3のようなリーガルフレームワークの下で策定されている。

2012～2016年の管理計画によれば、オスティオナル総合開発組合の役割として、ウミガメの産卵地の保全活動（頭数

図3 オスティオナル野生生物保護区の管理体制



モニタリング、海岸清掃、海岸警備など）を行うことが課せられているが、その一方で、ウミガメの観光利用が認められている。

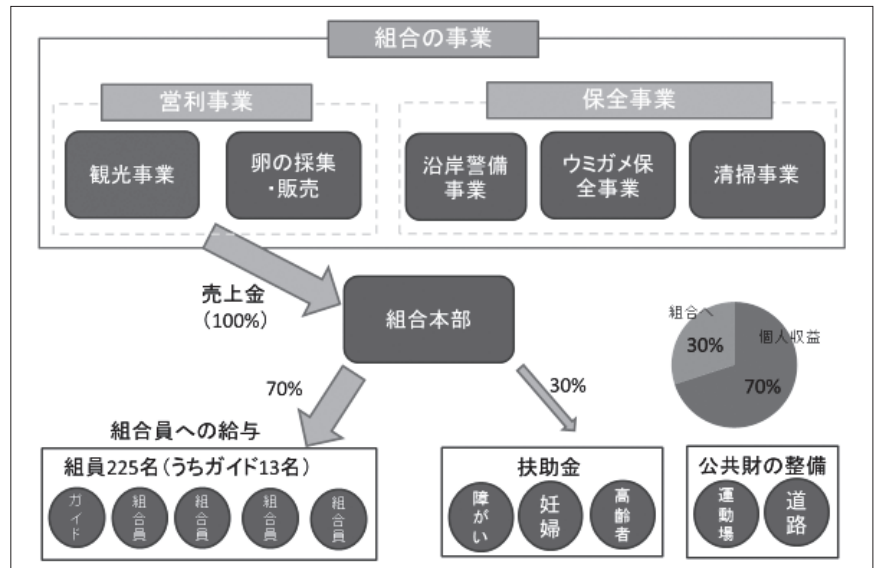
#### 4-2 オスティオナル総合開発組合の役割

オスティオナル総合開発組合は、1984年に「ウミガメの保全と利用を通じた地域の総合的な発展<sup>7)</sup>」を目的に設立された協同組合で、全村の約25%に相当する225名が組合に加入している<sup>8)</sup>(2017年9月時点)。組合の事業は5つから構成される(図4)、そのうちの1つが観光事業である。ウミガメを守ることを事業の基本に据えながら、守ったウミガメは観光資源として活用されている。このように、オスティオナルにおいては、観光と環境保全が表裏一体の関係にある。

観光事業とは主に、実質的なガイド業務を指し、調査時点では13名の組合員がガイドとして活動していた<sup>9)</sup>。ガイド料は一人あたり10ドルに設定されているが、その売上がすべてガイドの収入になるわけではない。先述のように、観光はウミガメの保全を行っている他の組合員の活動に支えられている。そこで、観光事業および卵の販売事業から得られた収益は、すべて組合本部が管理し、各組合員の労働時間に応じて平等に分配されている。なお、組合員に給与として還元されるのは全売上の7割であり、残りの3割は地域貢献に充てられている。具体的には、村の公共財（道路や運動場など）整備や、病気や障がい、妊娠などを理由に活動に参加できない組合員への扶助金として活用されている。このように、オスティオナル総合開発組合が実施する観光は、単に組合員個人の収入向上だけでなく、村全体の発展が志向されている。

では、実際にガイドたちはどの程度の収入を得ているのか。あるガイド(40代女性)に協力を依頼し、収入状況をまとめたものが図5のグラフである。組合に事業収入(観光および卵の販売収入)が入るのは、アリバダ発生時であるため、

図4 オスティオナル総合開発組合の収益モデル



給与の支払いもアリバダ単位で支払われる。したがって、ひと月に2度のアリバダが起り、二度の収入がある月もあれば、無収入の月もある。また、卵の採集量は、アリバダの規模によって決まる。したがって、上陸するウミガメの数によって、ガイドたちの収入額も変動する。このように、彼らの収入は、時期も額面も一定ではない。

このような前提の下で、一年(2016年7月~2017年6月)の収入を計算すると、ひと月あたりの平均収入は77.22米ドルであった。なお、この金額はコスタリカの生活水準と比べ、決して高い額とはいえない(例えば、2018年1月に政府が発表したひと月の最低賃金は、約540米ドルである<sup>10)</sup>)。そのため、ガイドによる収入は、実質的に副収入となっている。調査に協力してくれた女性も、普段は近隣の

町でホテルの清掃などの仕事を専業としているという。

#### 4-3 オスティオナル観光モデルの考察

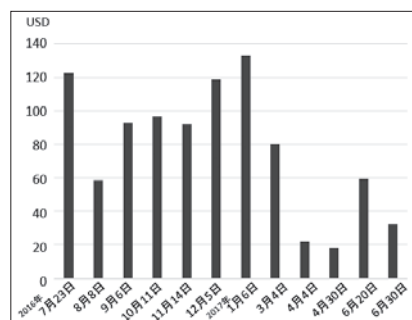
オスティオナル村で始まった住民主体の観光プログラムは、開始から25年以上も継続している。そこで、プログラムの「持続可能性」という観点から、オスティオナル観光モデルを考察しつつ、他地域へ応用しうる点を挙げておきたい。

オスティオナルの観光が継続している要因として考えられるのは、第一に、観光のために新たな組織を立ち上げるのではなく、ガバナンスが安定している既存の体制に観光を「付け加えた」ことである。本事例で言えば、ウミガメを保全するための管理体制を利用して、観光プログラムが実施されている。母体となる運営組織が安定していることが、オスティオナル観光の持続性を担保していると考えられるかもしれない。

第二に、「付け加えられた」観光が、既存の事業と相互補完の関係を作ることである。本事例においては、ウミガメを保全することで観光が成り立ち、観光が成り立つためにはウミガメが保全されなければならないという関係が構築されている。

第三の特徴は、観光だけを目的にしないことである。図4で示したように、組

図5 ガイドAさんの収入(2016年7月~2017年6月)



合の活動は複数存在しており、観光はそのうちの1つに過ぎない。観光事業の「付け加え」も、他との相互補完も、複数の事業が存在するからこそ成立するものである。

## 5. まとめと結論

コスタリカにおいてウミガメは、観光資源であると同時に卵の利用を巡る対立を生じさせてきた。そのため、単にウミガメを保全するだけでなく、卵を適正に管理することが産卵地の治安を考える上でのカギとなる。そこで、本稿では、ウミガメ観光が盛んなオスティオナル村を事例に、①ウミガメの卵を適正に管理するために、事例地ではどのようなコミュニティの再編成が起きているのか、②ウミガメを保全するために出現した新たな体制に対して観光はどのような機能を果たしているのか、この2つの問いのもと事例の検討を行ってきた。以下、これまでの議論をまとめつつ、今後の課題を示したい。

コスタリカでは、ウミガメは観光資源であるとともに卵は食文化でもある。しかし、法的には卵の採集が禁止されているため、他のウミガメの産卵地では卵の取引がブラックマーケット化するという現象がおこっており、そのことが治安悪化の一つの原因となっている。本事例で扱ったオスティオナル村においても、1970年代には同様の経験をした。特に、近隣からやってくる密猟者とのトラブルは当時の村の大きな課題であった。このような村落レベルの治安問題を解決するための手段として、オスティオナルの人々がとった行動は、自然保護区を誘致することであった。自然保護区は申請する際に、その土地の所有者を明確にしなければならない。この仕組みを巧みに利用しながら、彼らが自主的に浜辺を管理する権利を主張したのであった。また、保全活動を行う対価として、人々が獲得した卵を採集する権利は、ブラックマーケットをけん制する役割りを果たしている。このような交渉の過程で誕生したの

が住民組織「オスティオナル村総合組合」であった。組合は、上述のような政治的な交渉窓口となるだけでなく、利益を村の公共財に還元するなど自治組織として機能している。農業を中心としたコミュニティは、「ウミガメの保全」という目的のもとに再編成されると共に、行政（環境エネルギー省）や大学などとの協働によるガバナンスが構築されたのである。オスティオナルの事例は、人々が積極的に「自然保護区」という制度を使いこなすことで、地域の平和を生み出した事例といえるのではないだろうか。

しかし、1980年代に始まった住民による保全活動が今日に至るまで継続しているのは、単に保護区という制度があったからではない。3章で見てきたように、1980年代以降、貧困と隣り合わせに生きなければならなかったオスティオナルの人々にとっては、単にウミガメを保全するだけでなく、保全することで得られる金銭的な利益が重要であった。このような文脈からオスティオナル観光は出発している。観光は、人々の生活を補完する「副収入」となりながら、同時に、ウミガメを保全する新たな意義を付与したと考えられる。環境が守られることで観光が成立し、観光が利益を生み出すことで保全をする意義が増すという循環である。したがって、オスティオナル村の観光は、直接的に治安改善（ブラックマーケットの排除や密猟者との軋轢解消など）に働きかけをしているわけではない。本事例における観光は、平和を守るために生み出された保全活動を駆動する動力であると考えられよう。

なお、本研究は、具体的な現場の状況を描き出すために、研究の射程をオスティオナルという村落に絞った。そのため、村落という比較的小さな空間における観光と平和構築の関係しか論じられなかった。したがって、4-3で示したオスティオナル観光モデルの他地域への応用可能性についてはさらに検討する必要がある。その点を今後の課題としたい。

## 謝辞

本研究は、「平成29年度 JAFIT・旅工房助成研究事業」の助成を受け実現したものである。株式会社旅工房・高山泰仁社長をはじめ、本研究をご支援くださった関係各位に、この場をお借りして感謝の意を表します。

## 参考文献

- ・足立力也 (2009) 『丸腰国家～軍隊を放棄したコスタリカ60年の平和戦略』扶桑社
- ・Alluri, R., Leicher, M., Palme, K., Joras, U. (2014) "Understanding Economic Effects of Violent Conflicts on Tourism: Empirical Reflections from Croatia, Rwanda and Sri Lanka" in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., *International Handbook on Tourism and Peace*, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp.101-119.
- ・Boza, M. (2015) *Historia de la conservación de la naturaleza en Costa Rica 1975-2012*. Tecnológico de Costa Rica, Cartago, Costa Rica.
- ・Bwasiri, E. (2014) "The Conflict Among Local People and Hunting Tourism Companies in Northern Tanzania" in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., *International Handbook on Tourism and Peace*, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp.154-164.
- ・Campbell, L. (1998) "Use them or lose them? Conservation and consumptive use of marine turtle eggs at Ostional, Costa Rica" in *Environmental Conservation*. No.25 (4): 305-319.
- ・Chacón, M. (2007) *Historia y políticas*



- nacionales de conservación*, Editorial Universidad Estatal a Distancia, San José, Costa Rica.
- ・Edelman, M. (1999) *Peasants against Globalization: Rural Social Movements in Costa Rica*, Stanford, CA: Stanford University Press.
  - ・Evans, S (1999) *The Green Republic: A conservation History of Costa Rica*, University of Texas Press.
  - ・Honey, M. (2009) *Ecotourism and Sustainable Development. Who owns paradise? 2<sup>nd</sup> edition*. Washington, DC: Island Press.
  - ・Honey, M. Vargas, E and Durham, A. H. (2010) *Impact of tourism related development on the pacific coast of Costa Rica*. Center for responsible Travel. Stanford university and Washington, DC.
  - ・Grillo, I. (2011) *El Narco: Inside Mexico's Criminal Insurgency*. Bloomsbury Pub Plc USA.
  - ・FONAFIFO(2012) *Costa Rica: Bosque Tropicales un Motor del Crecimiento Verde*, FONAFIFO, San José, Costa Rica.
  - ・Friedl, H. (2014) "I Had a Good Fight with my Buddy! Systemic Conflict Training in Tourism Education as a Paradigmatic Approach to Stimulating Peace Competence" in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., *International Handbook on Tourism and Peace*, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University / Austria and UN World Tourism Organization, pp.335-354.
  - ・Lagat, K., Kiarie, S., Njiranji, P. (2014) "Tourism and Peace: The Role of Election Period Tourism Operating Procedures in Promoting Peaceful Elections in Kenya" in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., *International Handbook on Tourism and Peace*, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp.199-215.
  - ・McSweeney, K., Nielsen, E., Taylor, M., Wrathall, D., Pertson, Z., Wang, O., Plumb, S. (2014) "Drug Policy as Conservation Policy: Narco-Deforestation" in *Sience*, Vol.343, pp.489-490.
  - ・Moufakkir, O. and Kelly, I. (2014) "Tourism as Peace Education: A Role for Interpretation" in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., *International Handbook on Tourism and Peace*, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University / Austria and UN World Tourism Organization, pp.275-293.
  - ・NMFS and USFWS. (1996) *Recovery Plan for U. S. Pacific Populations of the Olive Ridley Sea turtle (Lepidochelys olivacea)*. NMFS (National Marine Fisheries Service) and USFWS (US Fish and Wildlife Service).
  - ・RNVSO (Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional) (2012) *Plan Quinquenal de Manejo y Conservacion de Tortugas Marinas Lora del Refugio Nacional de Vida Silvestre Ostional*.  
\* オステイオナル野生生物保護区の管理計画書 (未出版)
  - ・笹岡雄一 (2008) 「『紛争予防と開発協力』研究における認識枠組みとガバナンスの重要性」『国際協力研究』24(1) : 31-36.
  - ・高松郷子 (2015) 「パレスチナにおけるコミュニティ・ツーリズムの展望 — 被占領地の境界侵食に抗して —」『境界研究』5 : 99-129.
  - ・高松郷子 (2017) 「観光を通じた平和構築の可能性：パレスチナにおける日本人現地体験ツアー参加者の調査から」『北海道大学観光学高等研究センター叢書』11 : 333-334.
  - ・武田淳 (2015) 「コスタリカのウミガメ保全を巡る近年の動向」『Ocean Newsletter』367 : 2-3.
  - ・武田淳 (2016) 「権力化する『環境』と地域社会の戦略的順応 — コスタリカ自然保護区制度の構造と実際」横浜国立大学大学院環境情報学府 博士論文
  - ・武田淳・及川敬貴 (2014) 「協働型資源管理にみるエコ統治性の諸相 — コスタリカにおけるウミガメの保全事業を事例に」『沿岸域学会誌』27(3) : 51-62.
  - ・竹村卓 (2001) 『非武装平和憲法と国際政治 — コスタリカの場合』三省堂

## 注

- <sup>1)</sup> なお、中米地域の観光資源としては、マヤ文明関連遺産（ピラミッドなど）が有名である。しかしながら、マヤ文化圏の周縁に位置しているコスタリカでは、遺跡などが少なく文化を観光資源として売り出すことが難しい状況にある。このような背景から、コスタリカ政府観光局は「自然」を全面に押し出し、エコツーリストの獲得を目指してきた。
- <sup>2)</sup> 第4回メソアメリカ自然保護区会議 (IV Congreso Mesoamericano de Áreas Protegidas) HP <https://congresoamericano.deareasprotegidas.wordpress.com/k-conclusiones/> (最終アクセス2017年11月23日)
- <sup>3)</sup> より正確に言えば、ウミガメの卵採集に関する規制は、段階的に行われてきた。1948年に制定された漁業水産法 (Ley de Pesca y Maritimos, N° 190) において商業的な利用が禁止され、1966年に制定された野生動物相保全法 (Ley de Conservación de la Fauna Silvestre, N° 4551) において非商業的な利用も禁止された。それ以降、学術調査などの例外を除き、全土でウミガメの卵を採集することはできなくなっている。
- <sup>4)</sup> コスタリカには9つの自然保護区のカテゴリーが存在する。野生生物保護区は、その1形態である。各カテゴリーによ

て、保護区内の規制は異なる。例えば、国立公園（Parque Nacional）は、基本的に人の居住を認めていないが、野生生物保護区は一定の条件下で認められている。なお、それぞれの規制の内容は、生物多様性法（Ley de Biodiversidad, N°7799）の規則（Reglamento a la Ley de Biodiversidad）の70条に規定されている。

- <sup>5)</sup> アリバダは、年間8回から15回程度起こる。コスタリカ大学の調査によれば、1988年から2011年までの24年間の平均は11回／年であった（RNVS0 2012）。
- <sup>6)</sup> 当時を知る複数のインフォーマントの証言による。同様の記録は1990年代にオステイオナルで参与観察を行ったCampbellの記録にも残されている（Campbell 1999）。
- <sup>7)</sup> 1984年当時の名称は、「グアナカステ県サンタクルス郡オステイオナル地区におけるウミガメの合理的かつ科学的利用による開発のための組合（Asociación para el Desarrollo Específico de la Explotación Racional y Científica de Tortugas Marinas en Ostional, Santa Cruz, Guanacaste）」であったが、1987年に現在の名称に変更されている。
- <sup>8)</sup> 加入条件は、組合規定に定められている。それによれば、15歳以上で入植後5年以上の者という条件がある。また入会金として50,000コロン（約100ドル）を納めなければならない。
- <sup>9)</sup> なお、2002年に観光事業部から派生した「オステイオナル・ローカルガイド協会（Asociación de Guías Locales de Ostional）」が誕生し、現在は2つの観光組織が存在している。また、このほかにフリーランスのガイドとして働く村民も3名ほどいる。ローカルガイド協会は、組合とは別組織であるため、ガイドの利益分配方法も異なっている。しかし、売り上げの3割を地域貢献に使用する理念は同様で、村の学校行事にかかる費用の一部は、ここから賄われている。また、組合同様に、ガイドを専業としている者はおらず、基

本的に副業としてガイド業に従事している。

<sup>10)</sup> 出典コスタリカ労働省

<https://tusalarario.org/costarica/portada/tu-salarario/salario-minimo>（2018年1月28日最終アクセス）。コスタリカ労働省は、最終学歴や専門技能の有無などによって、最低賃金のクラスを分けている。本文中に引用したひと月あたり約540米ドル（≒300,256コスタリカコロン）は、最も賃金が低いクラス「資格を有しない一般労働者（Trabajador no Calificado Genéricos）」の最低賃金を参照した。なお、上記金額は、ひと月あたりの労働時間、26日（208時間以内）を基準としている。

【本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。】